

食品営業許可申請の手引き

食品に関する次の営業を行う場合は、食品衛生法による営業許可が必要です。

業 種	
調理を行う業種	飲食店営業 調理機能を有する自動販売機
販売を行う業種	食肉販売業 魚介類販売業 魚介類競り売り営業
製造を行う業種	菓子製造業 アイスクリーム類製造業 乳製品製造業 清涼飲料水製造業 食肉製品製造業 水産製品製造業 冰雪製造業 液卵製造業 食用油脂製造業 みそ又はしょうゆ製造業 酒類製造業 豆腐製造業 納豆製造業 麺類製造業 そうざい製造業 複合型そうざい製造業 冷凍食品製造業 複合型冷凍食品製造業 漬物製造業 密封包装食品製造業 添加物製造業
処理を行う業種	集乳業 乳処理業 特別牛乳搾取処理業 食肉処理業 食品の放射線照射業
小分けを行う業種	食品の小分け業

茅ヶ崎市内または寒川町内で食品に関する営業を行うには、茅ヶ崎市保健所に営業許可申請を行い、神奈川県「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例」（以下、県条例といいます。）で定められている施設基準に適合した施設をつくり、営業許可を受けることが必要です。

許可取得までの流れ

① 事前相談

施設の工事着工前に、施設が基準に適合するかを確認するため、**平面図を持参**のうえご相談ください。

② 申請

食品衛生申請等システム又は茅ヶ崎市保健所の窓口で申請してください。

③ 施設調査

申請者又は代理の方が立ち会ってください。
基準に適合していない場合は許可できません。

④ 許可決定

適合した場合、**施設調査の3営業日後（土日・祝日を除く）が許可日**になります。

⑤ 営業開始

指定された交付日以降に窓口で許可証を受け取り、**営業施設の見やすい場所に掲示**してください。

許可申請に必要なもの

窓口にて書類申請する場合

- A 食品営業許可申請書**
窓口配布又は市ホームページからダウンロード
- B 施設の構造及び設備を記載した図面**
施設全体、調理場（製造室）、客席、店舗の面積が計算できる寸法が入ったもの
- C 食品衛生責任者の資格を証明する書類（原本）**
養成講習会修了証、調理師免許 等
- D 製造方法等の概要書**
品目、原材料、製造工程、製造量等の概要
- E 水質検査成績書の写し**
水道水以外の水（井戸水等）を使用する場合
- F 登記事項証明書 等（原本）**
申請者が法人の場合（確認後返却します。）

食品衛生申請等システムにより申請する場合

上記B～Fのうち、該当するものをファイル添付して申請してください。



茅ヶ崎市
保健所

申請手数料	業種	手数料	業種	手数料	業種	手数料
	飲食店営業	16,000円	食肉販売業	9,600円	そうざい製造業	21,000円
	菓子製造業	14,000円	魚介類販売業	9,600円	水産製品製造業	16,000円

※申請手数料は現金での納入です。



営業施設の施設基準

営業施設は県条例で定められた基準を満たす必要があります。主な基準は次のとおりです。

共通基準

共通基準とは、自動販売機による営業及び集乳業を除く**すべての業種**に共通する施設の基準です。

区画	住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所と区画されていること。	
面積	取扱量に応じた十分な広さを有すること。	
天井・壁・床	清掃しやすい材質及び構造であること。	
	壁	清掃等に水が必要な場合は、容易に汚染される高さまで不浸透性の材料で腰張りされていること。
	床	清掃等に水が必要な場合は、不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。
明るさ	作業、検査、清掃等を十分にすることのできる明るさであること。	
ねずみ昆虫の防除	必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除する設備を有すること。	
洗浄設備	食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。	
手洗い設備	従事者の手指を洗浄消毒する設備を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。 なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。（レバー式、センサー式 等）	
冷蔵庫	必要に応じて、冷蔵又は冷凍設備を有すること。	
給水設備	水道水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給できること。 水道水以外の水を使用する場合、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を有すること。	
便所	作業場に汚染の影響を及ぼさない構造の便所を従事者の数に応じて有すること。 専用の流水式手洗い設備を有すること。	
更衣場所	従事者の数に応じた十分な広さがあり、作業場への出入りが容易な位置にあること。	

業種ごとの基準

共通基準とは別に、業種ごとの基準が定められています。

詳しくは茅ヶ崎市保健所（0467-38-3316）にお問い合わせください。

ちがえ健康
えほし麻呂



平面図の記載例（飲食店）

